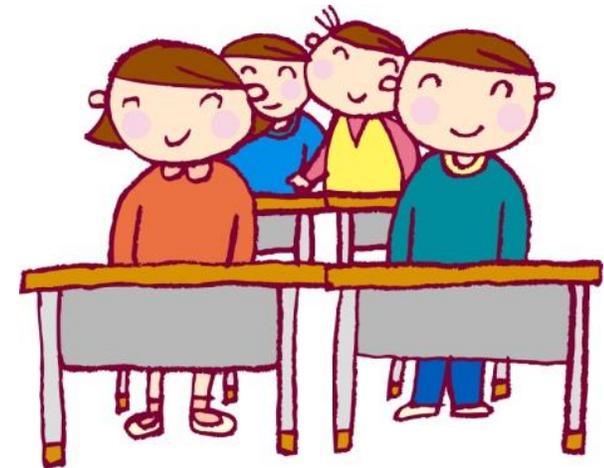


ストップいじめ 壬生 (いじめ防止基本方針)

～すべての生徒が安心して学校生活を送れるように～

壬生町立壬生中学校



いじめ防止のための国の基本方針（重点事項）

- けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する
- いじめが解消している状態とは①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する）という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間で情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取り組み内容を基本方針やHP上で公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

目次

表紙	…P 1
目次	…P 2
I. いじめに関する基本的な考え方	
1. いじめの定義	…P 3
2. いじめの基本認識	…P 4
3. いじめの構造	…P 5
II. 未然防止	
1. 生徒達や学級の様子を知るためには	…P 6
2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのためには	…P 7
3. 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるためには	…P 8
III. 早期発見	
1. いじめの態様、見えにくいいじめ	…P 9
2. 早期発見の手立て	…P 10
IV. 早期対応	
1. いじめ対応の基本的な流れ	…P 11
2. いじめ発見時の緊急対応	…P 12
3. いじめが起きた場合の対応	…P 13, 14, 15
4. 迅速に対応するための考え方の転換	…P 16
V. いじめ問題に取り組む体制の整備	
1. 生徒指導部会（定期開催）	…P 17
2. いじめ対策委員会（随時開催）	…P 18
参考資料	
＜ネットいじめへの対応＞＜いじめ早期発見のためのチェックリスト＞	
＜みぶっ子いじめゼロ作戦＞＜みぶっ子スマホ・ケータイ宣言＞	

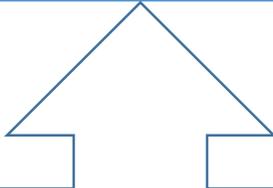
1 いじめに関する基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、一定の人間関係のあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「^{*}いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする
* 下線加筆

※【文科省「生徒指導提要」「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

- 
- ・外から見て大したことがなくても、されている人が「つらい」と感じていたらいじめです！
 - ・「その人のことを思って」「その人のいけないところを直してあげようと思って」など…
加害者側の理由は取り上げられません！
 - ・たとえ、被害者に「落ち度」があったとしてもいじめは許されません！

2. いじめの基本認識

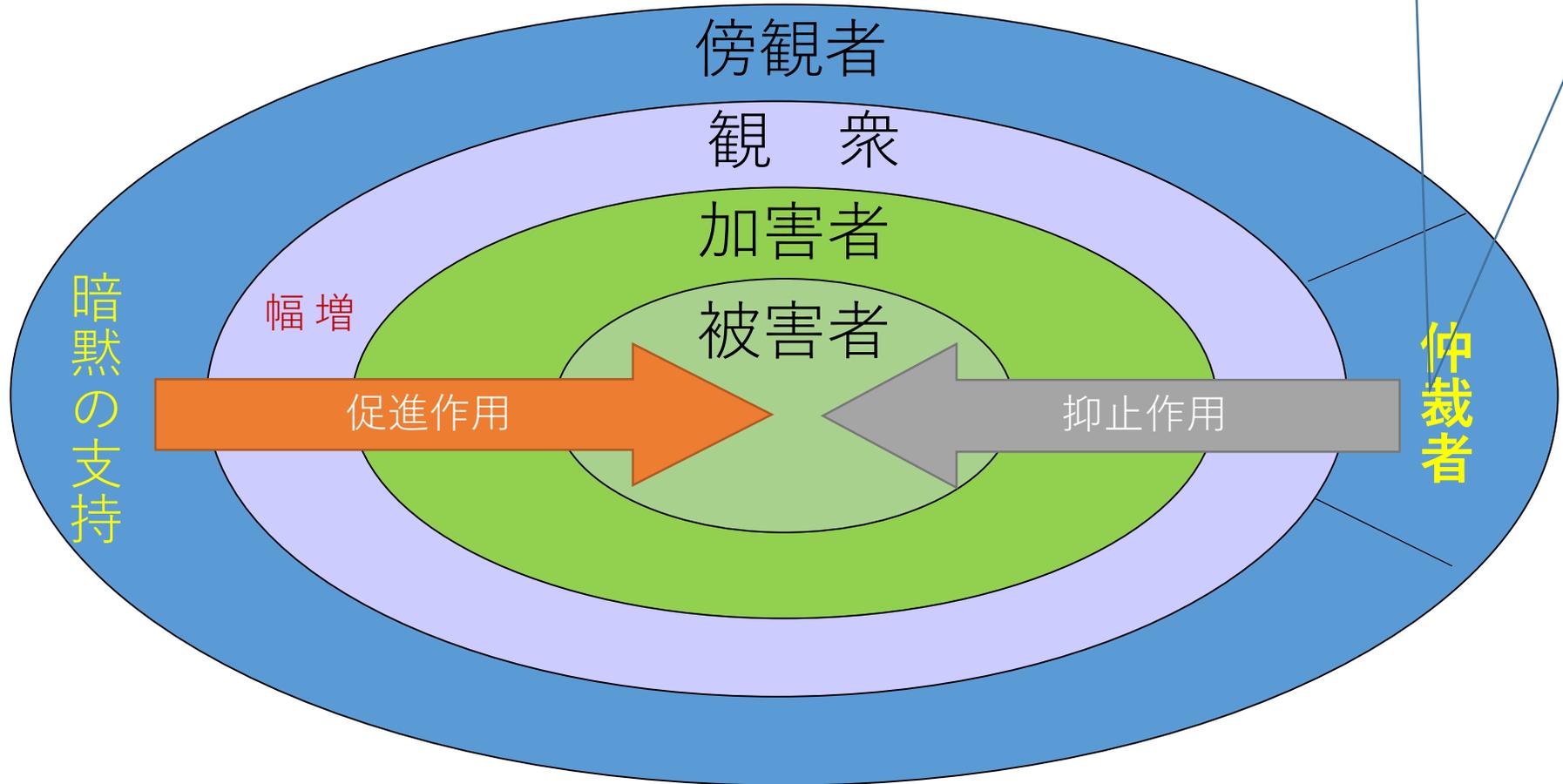
教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはみようとしなければみえない。**(大人が発見しにくいところで起こる)**
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。
- ⑤ いじめはその行為により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
(社会で許されないことは学校でも許されない)
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
(いじめ対策は「学校の本気度」が問われる！)
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめの構造

【いじめの四層構造】

STOP いじめ
「いじめはやめろ」は友情の声！
仲裁者をいかに育てるかがカギ！



(1986 森田、清水による)

II. 未然防止

1. 生徒達と学級の様子を知るためには

①教職員の気づきが基本

いじめを許さない学級づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないように日頃から丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。 そのためには、表面の言動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。 (引用 生徒指導提要)

観察とは～その選手をもっと知りたいと願うことである！(野村克也)

②実態把握の方法

- ・ いじめに関するアンケートを週1回実施する
- ・ 5月と10月に実施するQUアンケートで生徒の個々の状況や学級の状態を把握する。特に、侵害行為認知群、要支援群に位置する児童については迅速に対応する。

アンテナ(受信)よりもソナー(探索)という意識で！！

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

「学業指導」の充実を図る [詳しくは 指導資料「学業指導の充実に向けて（栃木県教育委員会）参照】]

学業指導とは～それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童一人一人が自らの力で不適応を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと

学びに向かう集団づくり

- ①【視点】 帰属意識の高い学級とは～ 一人一人が学級に所属感や連帯感を感じる居心地のよい学級
- ②【視点】 規範意識の高い学級とは～ 集団生活や対人関係におけるルールが生徒に共有され、当たり前のこととして定着している学級
- ③【視点】 互いに高め合える学級とは～ 生徒に建設的な相互作用がある学級

子どもが意欲的に取り組む授業づくり

- ①【視点】 自信をもたせる授業とは～ 「できた」「わかった」と言う喜びや達成感が味わえる授業
- ②【視点】 コミュニケーション能力を育む授業とは～ 協働で学ぶ「学びあい」がある授業
- ③【視点】 一人一人の実態に配慮した授業とは～ 生徒の様々な能力や特性に応じて、学習上の不適応状態を予防する手立てが実践されている授業

3. 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるためには

①. 人権教育の充実

発達段階に応じて、いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚の高揚を図る必要がある。

②. 道徳教育の充実

道徳の授業の教科化はいじめ問題の解決に端を発している。いじめ問題は、他を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さない人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもに自信を持たせるとっておきの言葉

積極的に「プラスのストローク」を投げかけましょう！

1：大好きだよ 2：ありがとう 3：へえ～そうなんだ(その話もっとききたいな) 4：やったね
5：すごいね 6：がんばったな(がんばってるね) 7：どんまい(つぎいこう！)
8：おまえならやれる 9：楽しめ！ 10：ナイストライ！(いい経験になったね！)

「中学受験を経験した中学生が親に言われてうれしかった言葉」より

11：そうか、それはいいところに気づいたね！ 12：あのときの態度、立派だったよ。すてきだね！
13：ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ
14：そう〇〇ができたの。すごい！うれしいよ 15：あなたの〇〇に取り組む姿勢は素晴らしいね！
16：あなたの対応(あいさつ)は、とても気持ちが明るくなるね 「中高生に自信を持たせるとっておきの言葉」より

II. 早期発見

1. いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である

<分類>

- ア ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる…
- イ 仲間はずれ集団による無視… ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする…
- エ ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする…
- オ 金品をたかられる…
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする…
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする…
- ク パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる…

<抵触する可能性のある刑罰法規>

- ▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- ▶暴行
- ▶暴行、傷害
- ▶恐喝
- ▶窃盗、器物破損
- ▶強要、強制わいせつ
- ▶名誉毀損、侮辱

いじめが見えにくいのは…

- いじめは大人の見えないところで行われている
 - ・ いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われていると認識する（休み時間・トイレ・下校時等）
 - ・ 無視やSNSなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる（不可視性）
 - ・ 遊びやふざけあいをやっているような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態（いじめの偽装化）、ターゲットが代わる等、被害者と加害者の入れ替わりが激しい形態（流動性）があることを認識する
- いじめられている本人からの訴えは少ないと心得る
いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない ②いじめられる自分はだめな人間だ ③訴えても大人は信用できない ④訴えたら仕返しが怖い、などといった心理が働くことがあることに留意する。

2. 早期発見の手立て

日々の観察～生徒がいるところには、必ず教職員がいる状態を

休み時間、昼休み、放課後等の機会に生徒達の様子に気を配る。「生徒だけの時間」を作らないことを目指し、教職員が生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることはいじめ発見に効果絶大である

観察の視点～集団を見る視点が必要

成長の発達段階からみると、小3～4（ギャングエイジ）以降からグループを形成し始め、閉鎖的な集団をつくる傾向がある。発達の個人差もあることから、この時期にいじめが発生しやすくなるので、学級内にもどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようなかを把握する必要がある。また、気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たることが大切である。

教育相談～気軽に相談できる雰囲気づくりを

日常生活での教職員の言葉かけ等、生徒が日頃から気軽に先生に相談できる環境をつくることが重要。教育相談週間では「あなたのための時間」という認識のもと、子どもの話にじっくりと耳を傾ける。



生活ノート「あゆみ」の振り返り～友だちとのかかわりを指導・支援する

生活ノート「あゆみ」を活用して友だちとのかかわりや関係性の悩みなどについて振り返る時間を設ける。記入することは難しいケースも考えられるので情報流失には十分に配慮する。

IV 早期対応

1. いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握

- 当事者双方、周囲の生徒等からの聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係者職員と情報を共有し正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。（チーム支援計画シートの活用）
- 教委、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 被害生徒の安全を確保し心配や不安を取り除く。
- 加害生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。（チーム支援計画シートの活用）
- 教委、関係機関との連携を図る。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す（説明する）。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法について話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導・支援に当たる。いじめの解消については以下の要件が満たされていることとする。
 - ・いじめにかかわる行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安に）止んでいること。
 - ・いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- S C等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、子ども一人一人が大切にされる学級経営を行う。

2. いじめ発見時の緊急対応（いじめを認知した教職員は…）

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。（組織的対応）

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- * いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は被害者と加害者を別の場所で行うことが必要である。
- * 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報共有

- * いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などを加害生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任、担任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- * 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報

- ◇ 誰が誰をいじめているか？【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こったか？【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【内容】
- ◇ いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◇ いつ頃からどのくらい続いているか【期間】

要注意

生徒の個人情報、その取り扱いに十分注意すること

3. いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉	◇お子さんにも悪いところがあるようです。 ◇家庭での甘やかしが問題です。 ◇クラスにはいじめはありません。 ◇どこかに相談に行かれてはどうですか
----------------------------	---

②いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・いじめた気持ちやその時の状況などについて十分に話をきき、生徒の背景にも目を向け指導する。
(心情は認めても、行為は認めない)
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強く指導し、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちなどに対して認識させる。(現在の加害者はかつての被害者の可能性も…)

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素からの連携が希薄なために保護者から発せられた言葉

- ◇いじめられる理由があるんじゃないの。
- ◇学校がきちんと指導してくれれば…。
- ◇ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの生徒たちに対して

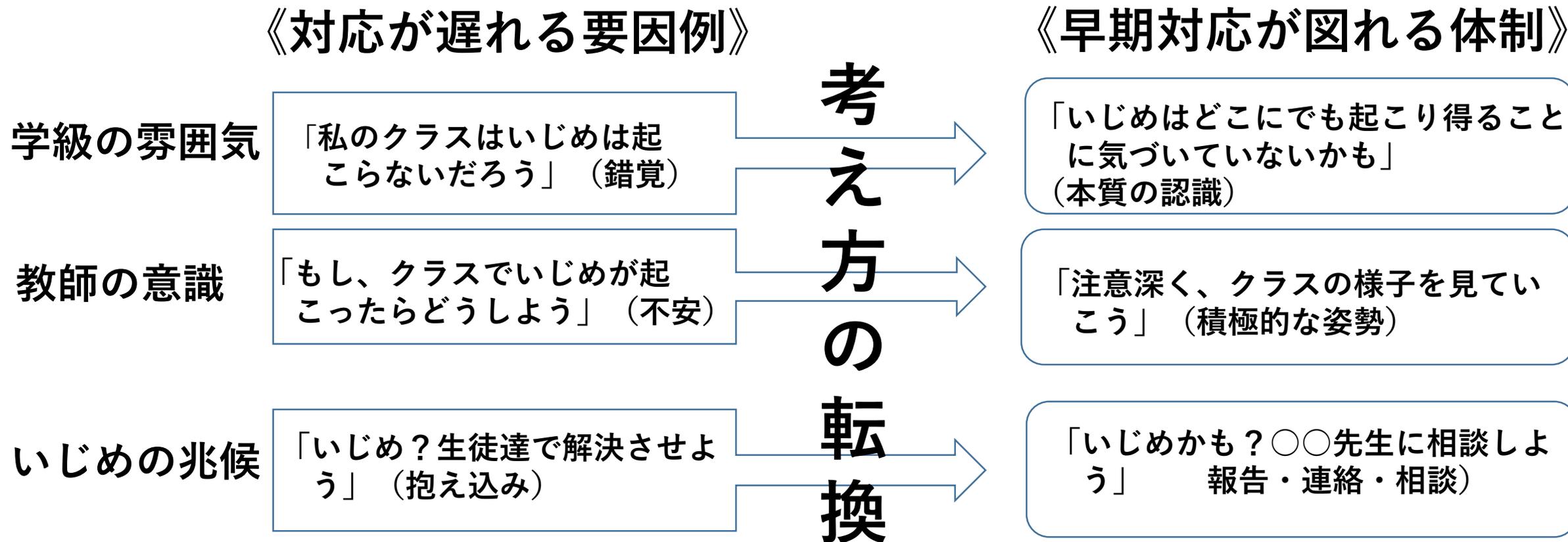
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・いじめに関する報道や事例に等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・教育相談、連絡帳、日記などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりするなど肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関等の活用を含め、心のケアに当たる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実施計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4. 迅速に対応するための考え方の転換

迅速な対応が遅れる場合の例。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制作りに取り組むことが重要である。



V. いじめ問題に取り組む体制の整備

1. 生徒指導部会（未然防止・早期発見のための委員会） 《定期開催》

生徒指導全体の中でいじめをとらえ、情報の交換と共有、未然防止と早期発見のための取組の検討を目的とする。

① 委員 全職員

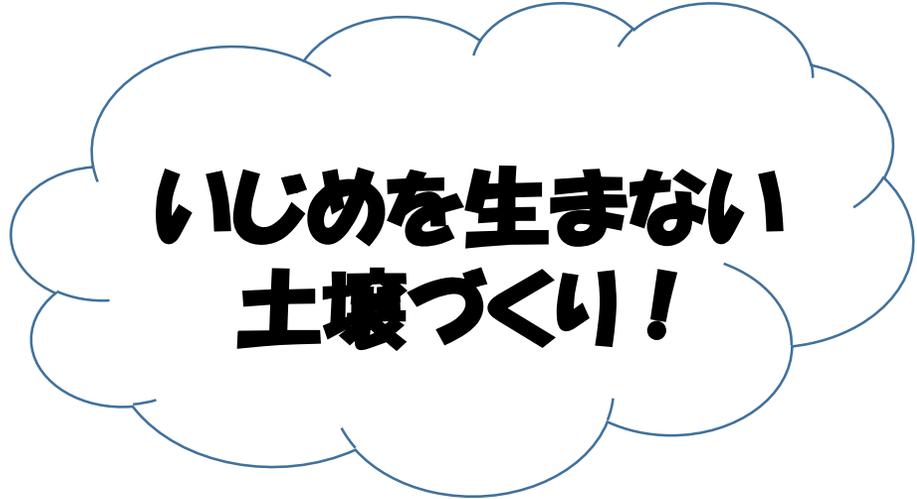
② 取組内容

ア 未然防止対策

- ・ QUアンケートの実施と結果の分析（5月・10月）
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修の企画・立案
- ・ 要配慮生徒への支援方針の検討

イ 早期発見対策

- ・ いじめアンケートの実施
- ・ 情報交換による生徒の状況の共有



**いじめを生まない
土壌づくり!**

2. いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応のための委員会） 《随時開催》

事実の把握と共有、早期発見、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。

* 即日対応の原則～いじめの情報を得たときは、その日のうちに学校の方針決定に至るまでについて対応することを基本とする。（迅速な対応が何よりも大切）

① 委員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当（S C）、その他関係の深い職員

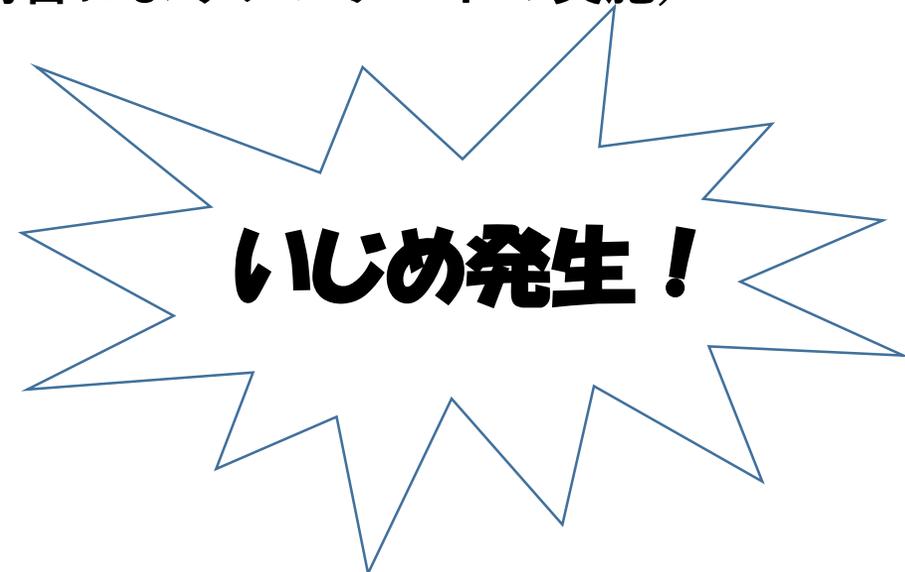
② 取組内容

ア 事実関係の把握

- ・ 関係のある生徒からの事実関係の聴き取り（場合によりアンケートの実施）
- ・ 保護者への連絡
- ・ 壬生町教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて）

イ 支援・指導方針と体制の決定

- ・ 学校、学年、学級に対して
- ・ 被害者に対して
- ・ 加害者に対して
- ・ 観衆、傍観者に対して



< ネット上のいじめへの対応 > 詳細は「情報モラル指導資料ネットトラブル事例とその予防」（県教委）参照

指導資料も掲載されています！ご活用下さい！

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口、誹謗中傷等をインターネット上のWEBサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ



◇匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者によっては、周囲のすべてが誹謗中傷をしていると思うなど、心理的ダメージが大きい

SNSから生じたいじめ

例 A君が友だち数人に限定したサイト（SNS）だからと安心してB君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君の誹謗中傷が大量に書き込まれました。



◇掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
◇スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により、自宅等が特定されるなど利用者の情報が流失する危険性がある。

動画共有サイトでのいじめ

例 A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子はスマートフォンからも撮影されていました。そして過激な映像が目されている動画共有サイトに投稿されました。



◇一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数のものに流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

<いじめ早期発見のためのチェックリスト（参考例）> 詳細は『「いじめ」の理解と対応』県教委参照

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 教職員がいないときちゃんと掃除ができない
- グループ分けすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている児童

○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 遅刻、欠席が多くなる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

○授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 教室にいつも遅れて入ってくる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 班編制の時孤立しがちである
- 教職員の近くにいたがる

○昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

○清掃時

- いつもぞうきんがけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

○その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の足跡がついている
- 必要以上のお金をもち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きされる
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に指示を出す
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている（自己肯定感が低い）
- 特定の児童のみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする

参考 引用資料

- ・生徒指導提要（文科省）
- ・「いじめ」の理解と対応（栃木県教育委員会）
- ・ネットトラブル事例とその予防（栃木県教育委員会）
- ・教育相談課題研修講話資料（栃木県総合教育センター）
- ・みぶっ子いじめゼロ作戦（壬生町教育委員会）
- ・みぶっ子スマホ・ケータイ宣言（壬生町教育委員会）
- ・いじめ防止基本方針（学校法人浪速学院）

